

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

◇ 告 示

目 次

- 他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正解除予定の保安林にする旨の通知
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 都市計画事業の認可

告 示

鳥取県告示第七百十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
富谷 薬局	倉吉市河原町 一九〇四	全国	昭和四十四年十一月 十一日
福 光	魚町 二五六六	"	"
池 本	東伯郡赤碓町 大字赤碓一五四七	"	十二日
御 船	三朝町三朝 八八八	"	"
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町 二七三八の一四	"	二十七日
岩 間 薬 局	" 二七七一	"	"
上 林	東伯郡赤碓町西仲町	"	"
米 田	大栄町由良宿 一一五六	"	十二月 一日
尾 崎	倉吉市上井三〇七	"	"

鳥取県告示第七百十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国薬第二三四号	杉 森 淳 子	昭和四十四年十一月十五日
” 第三五号	嘉 賀 多 鶴 子	” 十三日
” 第三六号	池 畑 秀 子	” 五日
” 第三七号	森 下 宮 子	” 十日

鳥取県告示第七百十六号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年十二月九日から施行する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

東京都府中市 三重県度会郡 同県多気郡 高知県高知市 大分県豊後高田市

鳥取県告示第七百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ヶ鼻（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

社会福祉事業用施設敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、法方土地改良区の定款の変更を昭和四十四年十二月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十九号

東伯郡東郷町大字野花四百六十七番地山田忠義ほか二十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(野花地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(定常地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十一号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(岩本地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十二号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(福永地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十三号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(金山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十四号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(今長地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月二日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	東伯郡東郷町大字長江字上條屋敷八五〇番地先	二八・九二	道路敷
"	八四九番地先	五六・五〇	"
"	八四二ノ一番地先	五三・七六	"

鳥取県告示第七百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月二日から用途廃止した。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	気高郡気高町大字八幡字宮ノ後二五四ノ一番地先か	四四・二七	道路敷
"	二五四ノ四番地先ま	四・六〇	"
"	三九一ノ一番地先		"

鳥取県告示第七百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年十二月二日から用途廃

止した。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
	倉吉市大塚字中屋敷一四七ノ一番地先	一七・八二	道路敷

鳥取県告示第七百二十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石

破 二 朗

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号を日野郡日野町大字根雨字木舟上八百三十五番地の一の筆境沿いに結んだ線、標柱二号と三号を結んだ線、標柱三号と四号を道路境界線沿いに結んだ線及び標柱四号と一号を一般国道百八十号線官民地境界線沿いに結んだ線に囲まれた区域。ただし、墓地は除く。

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
日野郡	日野町	根雨	木舟上	八三五地番の一	一号、二号
			大塔	八二一番地	三号
			山根平	七九三番地	四号

鳥取県告示第七百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称 鳥取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画公園事業第十号公園三軒屋公園及び第二十七号公園寿公園

三 事業施行期間

- (一) 第十号公園三軒屋公園 昭和四十四年十二月九日から昭和四十五年三月三十一日まで
- (二) 第二十七号公園寿公園 昭和四十四年十二月九日から昭和四十五年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 第十号公園三軒屋公園 鳥取市本町五丁目
- (二) 第二十七号公園寿公園 鳥取市寿町

鳥取県告示第七百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年十二月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称 関金町

- 二 都市計画事業の種類及び名称 倉吉都市計画公園事業第五号公園関金一号公園

三 事業施行期間 昭和四十四年十二月九日から昭和四十五年三月三十一日まで

- 四 事業地 東伯郡関金町大字関金宿字提谷